

はり・きゅう、あんま・マッサージ療養費の支給申請方法のご案内

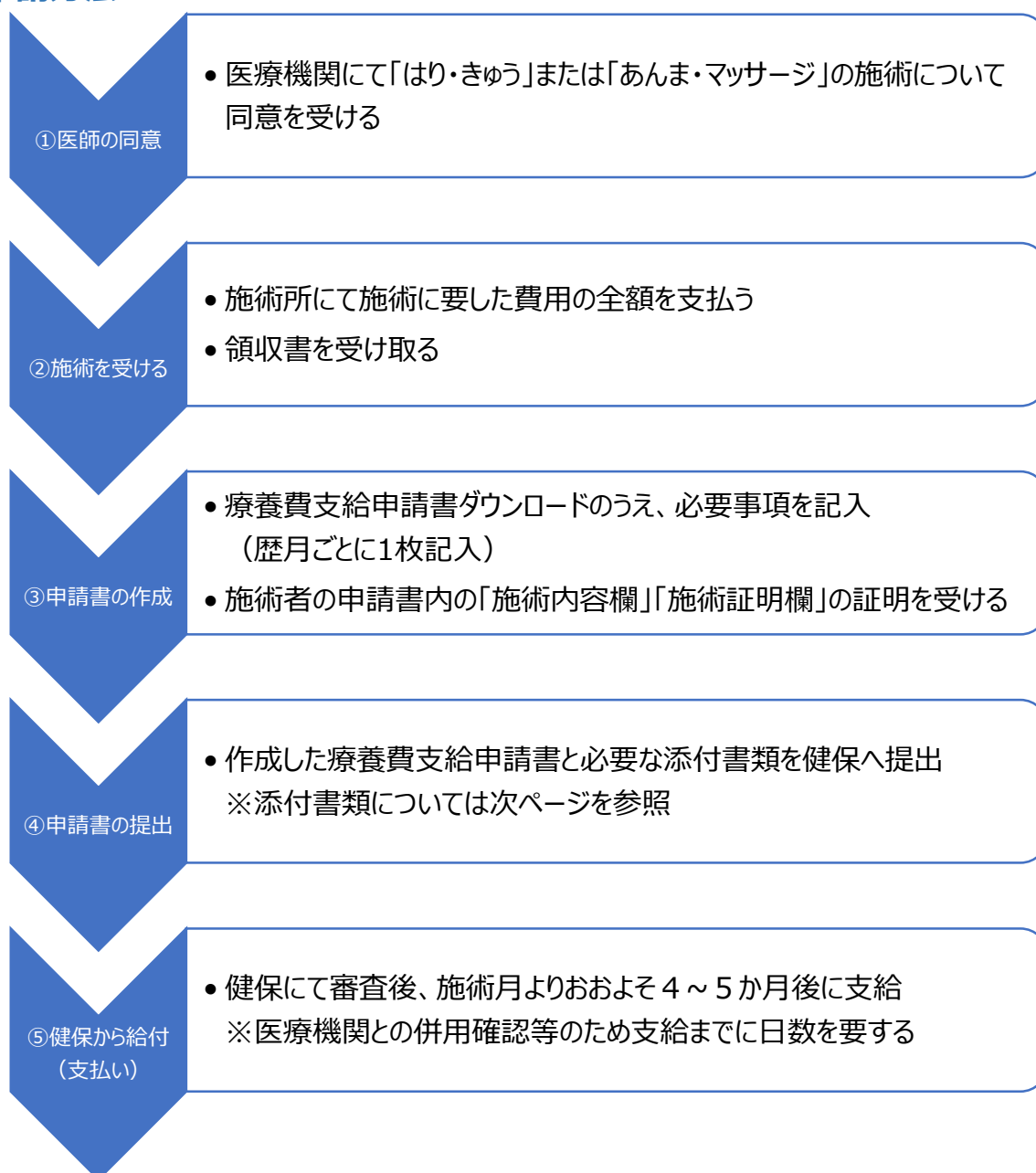
はり・きゅう、あんま・マッサージの施術料については、「償還払い」または「受領委任払い」を保険者が選択することになっております。

フジシールグループ健康保険組合では、令和5年4月17日開催の組合会で審議し、下記の通りの支払方法となりましたのでご案内いたします。

◆支払方法

償還払い（被保険者が窓口で施術料の全額を支払い、健康保険組合に療養費の申請を行う方法）

◆申請方法



フジシールグループ健保ホームページ『申請書ダウンロード』>『はり・きゅう・あんま・マッサージを受けたとき』

<https://www.c-canvas.jp/kenpo/fujiseal/application/index.aspx>

◆申請方法

①療養費支給申請書（原本）

「はり・きゅう」または「あんま・マッサージ」でそれぞれに申請書があります。

②領収書（原本）

患者氏名・施術日・施術者氏名・施術費用・ただし書き（例：はり・きゅう施術代）の記載があり、領収印が押印されている必要があります。

③医師の施術同意書（原本）

同意書の有効期限は、同意日より6か月です。

有効期限内における2回目以降の申請では提出を省略できます。

同意書の有効期限以降も施術を継続する場合は、改めて医師の同意書（原本）が必要です。

変形徒手矯正術は、毎月医師の同意書（原本）が必要です。

④施術報告書（写） ※該当の場合のみ提出

施術者の施術報告書交付料の算定が行われている場合は、施術者等が発行した施術報告書（写）を健保へ提出してください。

⑤往療状況確認書（原本） ※該当の場合のみ提出

往療の施術を受けた場合は、施術者等へ「往療状況確認書」（原本）の記入を受け、健保へ提出してください。

⑥1年以上・月16回以上施術希望理由・状況記入書（原本） ※該当の場合のみ提出

1年以上・月16回以上の施術を継続している場合は、施術者に1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書の記入を受け、提出してください。

◆留意事項

申請に関して施術者等からの申請があったものは、委任した被保険者へ申請書を返却いたします。お手数ですが、償還払いにて再度当健保へ被保険者から申請をお願いいたします。

◆その他注意事項

毎月ごとに申請してください、

医療機関との併用確認等のため、支給はおおよそ4～5か月後となります。

◆お問合せ先

フジシールグループ健康保険組合

TEL 06-6755-4803（受付時間：平日9：00～17：00）